

契約番号 13情経第1330号

平成13年度電子政府行政情報化事業（オンライン制度的課題への対応）
「オンライン制度的課題への対応における電子政府関連の諸課題への対応」

第1編：電子政府推進に係る規制緩和関連調査

（その5）代理申請のあり方に関する調査研究

調査報告書

平成14年3月

財団法人 ニューメディア開発協会

はじめに

政府は、2003年度までに世界最高水準の「電子政府」の基盤を構築する「e-Japan 重点計画」(2001年3月)を策定した。さらに、2001年6月には「e-Japan 2002 プログラム」(平成14年度IT重点施策に関する基本方針)においても電子政府・電子自治体の着実な推進を図るため、行政の情報化及び公共分野の情報通信技術の活用を推進するとしている。

電子政府・電子自治体の実現において、行政が電子情報を紙情報と同等に扱うためには、法制度を整備する必要がある。この対応においては、政府・国会等により着実に実現されつつある。一方、行政手続きの電子化・オンライン化においては、様々な技術的課題、制度的課題がなお山積している状況である。すなわち、電子政府推進関連では、電子申請における長大図面や第三者証明書など添付書類の問題の対策及び行政手続きの規制緩和が必要であるが、その費用対効果が見えにくく積極的な推進がしづらい等の問題がある。また、電子自治体推進関連では、地方公共団体は地域住民や地域産業と密着した行政の情報化を推進する必要があるが、その推進を阻む様々な問題が存在する。本報告書は、これらの問題を調査・分析し、解決策を提言することにより、早期に電子政府・電子自治体を実現することに寄与することを目的とする。

本報告書は、(財)ニューメディア開発協会が平成13年度電子政府行政情報化事業(オンライン制度的課題への対応)の一環として、情報処理振興事業協会から委託を受け、「オンライン制度的課題への対応における電子政府関連の諸課題への対応」に係る複数のテーマについて調査分析し、取り纏めたもののうちの1つである。

本報告書が、電子政府・電子自治体の構築等、行政情報化に関係する方々や関心がある方々の一助になれば幸いである。

平成14年3月

財団法人ニューメディア開発協会

目 次

1. 背景	1
2. 目的	2
3. 調査指針	3
4. 調査内容	4
4.1 調査内容の展開	4
4.1.1 代理申請の現状調査	4
4.1.2 代理申請の実現に向けた技術的課題及び制度的課題の抽出	10
4.1.3 代理申請の実現方法検討	10
5. 調査方法	11
5.1 文献調査	11
5.1.1 作業手順	11
5.1.2 作業内容	11
5.1.3 調査対象者	11
5.1.4 調査規模および要件	12
5.2 インタビュー調査	13
5.2.1 作業手順	13
5.2.2 作業内容	13
5.2.3 調査対象者	13
5.2.4 調査規模および要件	13
6. 代理申請の現状調査	14
6.1 調査指針	14
6.2 弁護士における代理申請の現状調査	15
6.2.1 関連法令	15
6.2.2 登録状況	19
6.2.3 所管省庁	21
6.2.4 団体概要	21
6.2.5 業務内容一覧	25
6.2.6 主な業務概要	26
6.2.7 電子申請への対応状況	33

6.2.8	代理申請の実現に向けた技術的及び制度的課題	38
6.3	司法書士における代理申請の現状調査	39
6.3.1	関連法令	39
6.3.2	登録状況	45
6.3.3	所管省庁	46
6.3.4	団体概要	46
6.3.5	業務内容一覧	48
6.3.6	主な業務概要	50
6.3.7	電子申請への対応状況	56
6.3.8	代理申請の実現に向けた技術的及び制度的課題	76
6.4	弁理士における代理申請の現状調査	80
6.4.1	関連法令	80
6.4.2	登録状況	86
6.4.3	所管省庁	87
6.4.4	団体概要	87
6.4.5	業務内容一覧	89
6.4.6	主な業務概要	91
6.4.7	電子申請への対応状況	95
6.4.8	代理申請の実現に向けた技術的及び制度的課題	104
6.5	行政書士における代理申請の現状調査	105
6.5.1	関連法令	105
6.5.2	登録状況	110
6.5.3	所管省庁	111
6.5.4	団体概要	111
6.5.5	業務内容一覧	113
6.5.6	主な業務概要	115
6.5.7	電子申請への対応状況	126
6.5.8	代理申請の実現に向けた技術的及び制度的課題	136
6.6	税理士における代理申請の現状調査	138
6.6.1	関連法令	138
6.6.2	登録状況	145
6.6.3	所管省庁	146
6.6.4	団体概要	146
6.6.5	業務内容一覧	150
6.6.6	主な業務概要	151
6.6.7	電子申請への対応状況	157

6.6.8	代理申請の実現に向けた技術的及び制度的課題	160
6.7	社会保険労務士における代理申請の現状調査	163
6.7.1	関連法令	163
6.7.2	登録状況	169
6.7.3	所管省庁	170
6.7.4	団体概要	170
6.7.5	業務内容一覧	173
6.7.6	主な業務概要	175
6.7.7	電子申請への対応状況	180
6.7.8	代理申請の実現に向けた技術的及び制度的課題	181
6.8	医師における代理申請の現状調査	183
6.8.1	関連法令	183
6.8.2	登録状況	187
6.8.3	所管省庁	189
6.8.4	団体概要	189
6.8.5	業務内容一覧	190
6.8.6	主な業務概要	191
6.8.7	電子申請への対応状況	192
6.8.8	代理申請の実現に向けた技術的及び制度的課題	197
6.9	特定認証局における代理申請の現状調査	199
6.9.1	関連法令	199
6.9.2	登録状況	214
6.9.3	所管省庁	215
6.9.4	団体概要	215
6.9.5	業務内容一覧	216
6.9.6	主な業務概要	222
6.9.7	電子申請への対応状況	223
6.9.8	代理申請の実現に向けた技術的及び制度的課題	224
6.10	代理申請における共通的課題、固有課題	226
6.10.1	代理申請における共通的課題	226
6.10.2	代理申請における固有課題	228
7.	代理申請の実現に向けた技術的課題及び制度的課題の抽出	230
7.1	調査指針	230
7.2	代理申請の実現に向けた制度的課題	231
7.3	代理申請の実現に向けた技術的課題	235

8 . 代理申請の実現方法検討	238
8 . 1 調査指針	238
8 . 2 代理申請実現における制度的課題の解決方策	239
8 . 3 代理申請実現における技術的課題の解決方策	259
9 . 全体考察（まとめ）	267
9 . 1 成果	267
9 . 2 今後の展開	268

〔参考文献、参考資料〕

1. 背景

政府は、2003年度までに電子情報を紙情報と同等に扱う行政を実現するため、世界最高水準の「電子政府」の基盤を構築する「e-Japan 重点計画」(2001年3月)を策定した。さらに、2001年6月には「e-Japan2002 プログラム」(平成14年度IT重点施策に関する基本方針)においても電子政府・電子自治体の着実な推進を図るため、行政の情報化及び公共分野の情報通信技術の活用を推進するとしている。オンライン制度的課題への対応における電子政府関連の諸課題への対応を行うことが必要とされている。

特に、添付書類の電子化においては、代理または代行者が手続きを行うことがあり、より問題を複雑化している。

許認可を伴う申請手続きには、専門的知識を必要とするものも多く、行政書士や通関士等が本人に代わり手続きを代行しているのが現状である。電子申請を導入した場合、本人確認の認証の仕組みは整備されつつあるが、代理人の認証については今後の課題となっている。

代理または代行者が作成する添付書類の電子化において問題点・課題は大きく次の3点に集約されるものと考えられる。

【論点1】

代理者または代行者が作成した書類の第3者証明書の取扱い、あり方

例；税理士が作成する税務書類を電子化した場合の作成者証明

【論点2】代理または代行者への委任（委嘱）の証明

例；申請者から委託を受けて書類作成を行う場合の、代理または代行者への委託（委嘱）証明

【論点3】書類作成手順（フロー）のあり方

例；書類の一部を申請者が作成し、残りの記入事項を複数の第3者（代理もしくは代行）が作成し、提出するケース

こういった問題に関して対策を講じるためには、まずは現況の代理もしくは代行を業としている関連業界・団体の実態を把握することが急務となっている。

2.目的

電子政府・電子自治体の実現において、行政が電子情報を紙情報と同等に扱うためには、法制度を整備する必要があり、この対応においては、政府・国会等で着実に実現されつつある。

一方、行政手続きの電子化・オンライン化においては、様々な技術的課題、制度的課題がなお山積している状況である。

すなわち、電子政府推進関連では、電子申請における長大図面や第三者証明書など添付書類の問題の対策及び行政手続きの規制緩和が必要であるが、その費用対効果が見えにくく積極的な推進がしづらい問題等がある。

本調査では、代理もしくは代行を業とする主な事業者に対してヒアリング調査等を実施することにより、業界としての実態と今後の方向性を把握することを目的とするものである。

本調査では、許認可を伴う申請手続きについて、関連する業界への影響等を調査し、技術的・制度的課題を抽出して、実現方法を検討することとする。

電子申請実現に向けて、法令等の整備が必要なことから、制度面での課題整理、ならびに、技術的な解決方策についてもとりまとめることとする。

なお、代理申請を実現するための要素技術には、書類の真正性を確保する「電子署名」や「暗号化」、申請情報の安全性を確保する「ネットワークセキュリティ」、情報の運用性を高める「電子書面技術」などがある。

これらの要素技術は、すでにさまざまな分野で実際に利用されはじめており、概ね実用化段階に達しているといつてよい。

したがって、代理申請を実現するための技術的課題は、そのほとんどがシステム実装上の課題、特に、代理申請の運用時に発生すると予想される様々な例外事象（ワークフローからの逸脱）への対応策に帰着できるものと考えられる。

3. 調査指針

- ・ 代理申請の現状調査として、国への申請業務であり法令で定められている代理申請及び代行申請を行う弁護士、税理士及び司法書士に関連する 8 団体に対してヒアリング調査を行うこととする。
- ・ また、代理申請もしくは代行申請に関する業務処理の現状及び電子化における問題点に関する文献を 8 件以上調査を行うこととする。

- ・ 代理申請実現に向けた技術的及び制度的課題を抽出するために、国への申請業務であり法令で定められている代理申請及び代行申請を行う弁護士、税理士及び司法書士に関連する 8 団体に対してヒアリング調査を行うこととする。
- ・ また、代理申請もしくは代行申請に関する業務処理の現状及び電子化における問題点に関する文献を 8 件以上調査することとする。

- ・ 代理申請の実現方法を検討するために、国への申請業務であり法令で定められている代理申請及び代行申請を行う弁護士、税理士及び司法書士に関連する 8 団体に対してヒアリング調査を行うこととする。
- ・ また、代理申請もしくは代行申請に関する業務処理の現状及び電子化における問題点に関する文献を 8 件以上調査することとする。

4. 調査内容

4.1 調査内容の展開

4.1.1 代理申請の現状調査

国への申請業務において、法令で定められている代理申請及び代行申請を行う弁護士、税理士及び司法書士を含む関連団体に対して、代理申請の法的位置付け、範囲及び代表的な業務フローを調査し、これらの団体に共通する制度的課題、技術的課題及び団体固有の課題を明らかにするものとする。

4.1.1.1 弁護士における代理申請の現状

弁護士における代理申請の現状について把握するものとする。
具体的な調査内容は下記の通りである。

(1) 関連法令

代理申請の法的位置付けについて、関連法令の該当箇所について調査を行うものとする。

(2) 登録状況

資格登録された人数について調査を行うものとする。

(3) 所管省庁

所管省庁・局・課について調査を行うものとする。

(4) 団体概要

資格登録を行っている団体の概要について調査を行うものとする。

(5) 業務内容一覧

代理業務の対象となる主な申請について整理を行うものとする。

(6) 主な業務概要

上記の(5)で整理した申請のうち、主たる申請業務となるものについて2～3程度、業務内容や申請様式について取りまとめるものとする。

(7) 電子申請への対応状況

関連省庁や団体の電子申請への対応状況について、ヒアリング、文献調査による把握するものとする。

4.1.1.2 司法書士における代理申請の現状

司法書士における代理申請の現状について把握するものとする。
具体的な調査内容は下記の通りである。

(1) 関連法令

代理申請の法的位置付けについて、関連法令の該当個所について調査を行うものとする。

(2) 登録状況

資格登録された人数について調査を行うものとする。

(3) 所管省庁

所管省庁・局・課について調査を行うものとする。

(4) 団体概要

資格登録を行っている団体の概要について調査を行うものとする。

(5) 業務内容一覧

代理業務の対象となる主な申請について整理を行うものとする。

(6) 主な業務概要

上記の(5)で整理した申請のうち、主たる申請業務となるものについて2～3程度、業務内容や申請様式について取りまとめるものとする。

(7) 電子申請への対応状況

関連省庁や団体の電子申請への対応状況について、ヒアリング、文献調査による把握するものとする。

4.1.1.3 弁理士における代理申請の現状

弁理士における代理申請の現状について把握するものとする。
具体的な調査内容は下記の通りである。

(1) 関連法令

代理申請の法的位置付けについて、関連法令の該当個所について調査を行うものとする。

(2) 登録状況

資格登録された人数について調査を行うものとする。

(3) 所管省庁

所管省庁・局・課について調査を行うものとする。

(4) 団体概要

資格登録を行っている団体の概要について調査を行うものとする。

(5) 業務内容一覧

代理業務の対象となる主な申請について整理を行うものとする。

(6) 主な業務概要

上記の(5)で整理した申請のうち、主たる申請業務となるものについて2～3程度、業務内容や申請様式について取りまとめるものとする。

(7) 電子申請への対応状況

関連省庁や団体の電子申請への対応状況について、ヒアリング、文献調査による把握するものとする。

(8) 代理申請の実現に向けた技術的及び制度的課題

主な申請業務において、電子申請による代理申請実現に向けた制技術的及び制度的課題について把握するものとする。

4.1.1.4 行政書士における代理申請の現状

行政書士における代理申請の現状について把握するものとする。
具体的な調査内容は下記の通りである。

(1) 関連法令

代理申請の法的位置付けについて、関連法令の該当箇所について調査を行うものとする。

(2) 登録状況

資格登録された人数について調査を行うものとする。

(3) 所管省庁

所管省庁・局・課について調査を行うものとする。

(4) 団体概要

資格登録を行っている団体の概要について調査を行うものとする。

(5) 業務内容一覧

代理業務の対象となる主な申請について整理を行うものとする。

(6) 主な業務概要

上記の(5)で整理した申請のうち、主たる申請業務となるものについて2～3程度、業務内容や申請様式について取りまとめるものとする。

(7) 電子申請への対応状況

関連省庁や団体の電子申請への対応状況について、ヒアリング、文献調査による把握するものとする。

(8) 代理申請の実現に向けた技術的及び制度的課題

主な申請業務において、電子申請による代理申請実現に向けた制技術的及び制度的課題について把握するものとする。

4.1.1.5 税理士における代理申請の現状

税理士における代理申請の現状について把握するものとする。
具体的な調査内容は下記の通りである。

(1) 関連法令

代理申請の法的位置付けについて、関連法令の該当個所について調査を行うものとする。

(2) 登録状況

資格登録された人数について調査を行うものとする。

(3) 所管省庁

所管省庁・局・課について調査を行うものとする。

(4) 団体概要

資格登録を行っている団体の概要について調査を行うものとする。

(5) 業務内容一覧

代理業務の対象となる主な申請について整理を行うものとする。

(6) 主な業務概要

上記の(5)で整理した申請のうち、主たる申請業務となるものについて2～3程度、業務内容や申請様式について取りまとめるものとする。

(7) 電子申請への対応状況

関連省庁や団体の電子申請への対応状況について、ヒアリング、文献調査による把握するものとする。

(8) 代理申請の実現に向けた技術的及び制度的課題

主な申請業務において、電子申請による代理申請実現に向けた制技術的及び制度的課題について把握するものとする。

4.1.1.6 社会保険労務士における代理申請の現状

社会保険労務士における代理申請の現状について把握するものとする。具体的な調査内容は下記の通りである。

(1) 関連法令

代理申請の法的位置付けについて、関連法令の該当個所について調査を行うものとする。

(2) 登録状況

資格登録された人数について調査を行うものとする。

(3) 所管省庁

所管省庁・局・課について調査を行うものとする。

(4) 団体概要

資格登録を行っている団体の概要について調査を行うものとする。

(5) 業務内容一覧

代理業務の対象となる主な申請について整理を行うものとする。

(6) 主な業務概要

上記の(5)で整理した申請のうち、主たる申請業務となるものについて2～3程度、業務内容や申請様式について取りまとめるものとする。

(7) 電子申請への対応状況

関連省庁や団体の電子申請への対応状況について、ヒアリング、文献調査による把握するものとする。

(8) 代理申請の実現に向けた技術的及び制度的課題

主な申請業務において、電子申請による代理申請実現に向けた制技術的及び制度的課題について把握するものとする。

4.1.1.7 医師における代理申請の現状

医師における代理申請の現状について把握するものとする。具体的な調査内容は下記の通りである。

(1) 関連法令

代理申請の法的位置付けについて、関連法令の該当箇所について調査を行うものとする。

(2) 登録状況

資格登録された人数について調査を行うものとする。

(3) 所管省庁

所管省庁・局・課について調査を行うものとする。

(4) 団体概要

資格登録を行っている団体の概要について調査を行うものとする。

(5) 業務内容一覧

代理業務の対象となる主な申請について整理を行うものとする。

(6) 主な業務概要

上記の(5)で整理した申請のうち、主たる申請業務となるものについて2～3程度、業務内容や申請様式について取りまとめるものとする。

(7) 電子申請への対応状況

関連省庁や団体の電子申請への対応状況について、ヒアリング、文献調査による把握するものとする。

4.1.1.8 特定認証局における代理申請の現状

社内認証について現状を把握するため、GPKIに接続している特定認証局における代理申請の対応状況について把握するものとする。具体的な調査内容は下記の通りである。

(1) 関連法令

代理申請の法的位置付けについて、関連法令の該当箇所について調査を行うものとする。

(2) 登録状況

資格登録された人数について調査を行うものとする。

(3) 所管省庁

所管省庁・局・課について調査を行うものとする。

(4) 団体概要

資格登録を行っている団体の概要について調査を行うものとする。

(5) 業務内容一覧

代理業務の対象となる主な申請について整理を行うものとする。

(6) 主な業務概要

上記の(5)で整理した申請のうち、主たる申請業務となるものについて2～3程度、業務内容や申請様式について取りまとめるものとする。

(7) 電子申請への対応状況

関連省庁や団体の電子申請への対応状況について、ヒアリング、文献調査による把握するものとする。

(8) 代理申請の実現に向けた技術的及び制度的課題

主な申請業務において、電子申請による代理申請実現に向けた制技術的及び制度的課題について把握するものとする。

4.1.1.9 代理申請における共通の課題、固有課題

(1) 代理申請における共通の課題

代理申請の現状調査で明らかになった共通の課題について整理するものとする。

(2) 代理申請における固有課題

代理申請の現状調査で明らかになった固有課題について整理するものとする。

4.1.2 代理申請の実現に向けた技術的課題及び制度的課題の抽出

電子化した代理申請業務フローを作成し、法令上の問題点及び技術的な問題点を明らかにするものとする。

まず、制度的課題について整理し、次いで技術的課題について整理するものとする。

4.1.2.1 代理申請の実現に向けた制度的課題

上記の4.1.1にて調査により収集した情報をもとに、代理申請の実現に向けた制度的課題を整理し、取りまとめるものとする。

4.1.2.2 代理申請の実現に向けた技術的課題

上記の4.1.1にて調査により収集した情報をもとに、代理申請の実現に向けた技術的課題を整理し、取りまとめるものとする。

4.1.3 代理申請の実現方法検討

上記の4.1.1および4.1.2の結果から代理申請モデルシステムを検討するとともに、システム化で問題となる例外処理策を検討して、代理申請を実現する場合の制度的及び技術的課題の解決策を明らかにするものとする。

まず、制度的課題の解決策について検討し、次いで技術的課題の解決策について検討について整理するものとする。

4.1.3.1 代理申請の実現に向けた制度的課題の解決策

上記の4.1.2.1にて整理を行った制度的課題に対する解決策についてまとめるものとする。

4.1.3.2 代理申請の実現に向けた技術的課題の解決策

上記の4.1.2.2にて整理を行った技術的課題に対する解決策についてまとめるものとする。

5. 調査方法

5.1 文献調査

「4.1.4 代理申請のあり方に関する調査研究」として、弁護士、税理士及び司法書士を含む代理申請に関連する団体及び業界が公表している資料を含む文献を調査する。

具体的な調査方法は以下の通りである。

5.1.1 作業手順

弁護士、司法書士、弁理士、行政書士、税理士、社会保険労務士、医師、特定認証局に関する関連団体および業界団体について政府の「電子政府の総合窓口」の検索サービス、関連雑誌、文献の書誌情報から文献を関連のある文献を選定し、その概要を取りまとめる。

5.1.2 作業内容

弁護士、司法書士、弁理士、行政書士、税理士、社会保険労務士、医師、特定認証局に関する関連団体および業界団体が公表または発行している文献を収集し、関連事項について整理を行う。

5.1.3 調査対象者

弁護士、司法書士、弁理士、行政書士、税理士、社会保険労務士、医師、特定認証局の関連団体及び業界団体を対象として調査を行った。

調査対象者	関連団体及び業界団体
弁護士	日本弁護士連合会
司法書士	日本司法書士会連合会
弁理士	日本弁理士会
行政書士	日本行政書士会連合会 インターネット行政書士協議会
税理士	日本税理士会連合会
社会保険労務士	全国社会保険労務士会連合会
医師	厚生労働省医政局
特定認証局	日本認証サービス株式会社 経済産業省

5.1.4 調査規模および要件

弁護士、司法書士、弁理士、行政書士、税理士、社会保険労務士、医師、特定認証局に関する文献を1以上調査し、その要点をとりまとめることとする。

5.2 インタビュー調査

5.2.1 作業手順

弁護士、司法書士、弁理士、行政書士、税理士、社会保険労務士、医師、特定認証局の関連団体及び業界団体に所属し、本調査項目についてインタビュー可能な対象者を選定する。

選定した対象者に対して、「4.1 調査項目」で示す調査項目についてインタビュー調査を行うものとする。

5.2.2 作業内容

前述の「4.1 調査項目」で示す調査項目についてインタビュー調査を実施する。

5.2.3 調査対象者

弁護士、司法書士、弁理士、行政書士、税理士、社会保険労務士、医師、特定認証局の関連団体及び業界団体に所属する調査対象者に対して、インタビュー調査を実施する。

調査対象者	関連団体及び業界団体
弁護士	日本弁護士連合会
司法書士	日本司法書士会連合会
弁理士	日本弁理士会
行政書士	インターネット行政書士協議会
税理士	日本税理士会連合会
社会保険労務士	全国社会保険労務士会連合会
医師	厚生労働省医政局
特定認証局	日本認証サービス株式会社

5.2.4 調査規模および要件

弁護士、司法書士、弁理士、行政書士、税理士、社会保険労務士、医師、特定認証局に所属する対象者各1名にインタビュー調査を実施し、その要点をとりまとめることとする。

6 .代理申請の現状調査

6 . 1 調査指針

国への申請業務において、法令で定められている代理申請及び代行申請を行う弁護士、税理士及び司法書士を含む関連団体に対して、代理申請の法的位置付け、範囲及び代表的な業務フローを調査し、これらの団体に共通する制度的課題、技術的課題及び団体固有の課題を明らかにするものとする。

6.2 弁護士における代理申請の現状調査

6.2.1 関連法令

(1) 根拠法令

弁護士の法令については、弁護士法（昭和二十四年六月十日法律第二百五号、最終改正：平成一三年一月二八日法律第一二九号）において規定されている。

(2) 資格の位置付け

弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とし、誠実にその職務を行い、社会秩序の維持及び法律制度の改善に努力するとなっている。

(弁護士の使命)

第一条 弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする。

2 弁護士は、前項の使命に基き、誠実にその職務を行い、社会秩序の維持及び法律制度の改善に努力しなければならない。

(3) 業務範囲

弁護士の業務としては、当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱によつて、訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件に関する行為その他一般の法律事務を行うことを職務とする。

なお、弁護士は、当然、弁理士及び税理士の事務を行うことができる。

(弁護士の職務)

第三条 弁護士は、当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱によつて、訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件に関する行為その他一般の法律事務を行うことを職務とする。

2 弁護士は、当然、弁理士及び税理士の事務を行うことができる。

(4) 登録、更新、抹消

弁護士となるには、日本弁護士連合会に備えた弁護士名簿に登録されなければならない。

(弁護士の資格)

第四条 司法修習生の修習を終えた者は、弁護士となる資格を有す

る。

(弁護士 の 資格 の 特例)

第五条 左に掲げる者は、前条の規定にかかわらず、弁護士となる資格を有する。

一 最高裁判所の裁判官の職に在つた者。

二 司法修習生となる資格を得た後、五年以上簡易裁判所判事、検察官、裁判所調査官、裁判所事務官、法務事務官、司法研修所、裁判所書記官研修所若しくは法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第四条第三十六号又は第三十八号の事務をつかさどる機関で政令で定めるものの教官、衆議院若しくは参議院の法制局参事又は内閣法制局参事官の職に在つた者。

三 五年以上別に法律で定める大学の学部、専攻科又は大学院において法律学の教授又は助教授の職に在つた者。

四 前二号に掲げる職の二以上に在つて、その年数を通算して五年以上となる者。但し、第二号に掲げる職については、司法修習生となる資格を得た後の在職年数に限る。

(弁護士 の 登録)

第八条 弁護士となるには、日本弁護士連合会に備えた弁護士名簿に登録されなければならない。

(登録 の 請求)

第九条 弁護士となるには、入会しようとする弁護士会を経て、日本弁護士連合会に登録の請求をしなければならない。

(登録換 の 請求)

第十条 弁護士は、所属弁護士会を変更するには、新たに入会しようとする弁護士会を経て、日本弁護士連合会に登録換の請求をしなければならない。

2 弁護士は、登録換の請求をする場合には、所属弁護士会にその旨を届け出なければならない。

(登録取消 の 請求)

第十一条 弁護士がその業務をやめようとするときは、所属弁護士会を経て、日本弁護士連合会に登録取消の請求をしなければならない。

(5) 禁止事項及び罰則

弁護士については、刑法において罰則規定が定められている。

(弁護士 の 職責 の 根本基準)

第二条 弁護士は、常に深い教養の保持と高い品性の陶やに努め、法令及び法律事務に精通しなければならない。

(非弁護士との提携の禁止)

第二十七条 弁護士は、第七十二条乃至第七十四条の規定に違反する者から事件の周旋を受け、又はこれらの者に自己の名義を利用させてはならない。

(虚偽登録の罪)

第七十五条 弁護士となる資格を有しない者が、日本弁護士連合会にその資格につき虚偽の申告をして、弁護士名簿に登録をさせたときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の未遂罪を罰する。

(汚職の罪)

第七十六条 第二十六条の規定に違反した者は、三年以下の懲役に処する。

(非弁護士の法律事務取扱等の罪)

第七十七条 第二十七条、第二十八条、第七十二条又は第七十三条の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第七十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第七十二条又は第七十三条の違反行為をしたときは、その行為を罰する外、その法人又は人に対して前条の罰金刑を科する。

(虚偽標示等の罪)

第七十九条 第七十四条の規定に違反した者は、二十万円以下の罰金に処する。

刑法

第三百三十四条 医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産婦、弁護士、弁護人、公証人又はこれらの職にあった者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 宗教、祈祷若しくは祭祀の職にある者又はこれらの職にあった者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときも、前項と同様とする。

(6) 職印、会員証

弁護士の職印、会員証に関する規定は次の通りである。

(非弁護士の虚偽標示等の禁止)

第七十四条 弁護士でない者は、弁護士又は法律事務所の標示又は記載をしてはならない。

2 弁護士でない者は、利益を得る目的で、法律相談その他法律事務を取り扱う旨の標示又は記載をしてはならない。

(7) 補助者、その他

特になし。

6.2.2 登録状況

図表 6.2-1 弁護士会別会員数

弁護士会	会員	準会員	外国 特別会員	沖縄 特別会員
東京	4,278		32	
第一東京	2,313	2	53	
第二東京	2,388	2	78	
横浜	741		2	
埼玉	309		1	
千葉県	283			
茨城県	96			
栃木県	95			
群馬県	126			
静岡県	219			
山梨県	54			
長野県	113			
新潟県	127			
大阪	2,646		3	
京都	337		1	
兵庫県	422			
奈良	81			
滋賀	47			
和歌山	69			
名古屋	868		4	
三重	74			
岐阜県	87			
福井	42		1	
金沢	82			
富山県	49			
広島	274			
山口県	76			
岡山	174			
鳥取県	25			
島根県	22			
福岡県	612			
佐賀県	38			
長崎県	67			

大分県	6 9			
熊本県	1 1 1			
鹿児島県	8 1			
宮崎県	5 1			
沖縄	1 8 2	1	1	1 6
仙台	2 1 7			
福島県	8 7			
山形県	5 2			
岩手	4 6			
秋田	4 8			
青森県	4 0			
札幌	3 2 5			
函館	2 4			
旭川	2 9			
釧路	2 6			
香川県	8 3			
徳島	5 1			
高知	5 2			
愛媛	8 9			
合計	1 8 , 8 9 7	5	1 7 6	1 6

6.2.3 所管省庁
法務省

6.2.4 団体概要

(1) 団体名

日本弁護士連合会

(2) 概要

日本弁護士連合会は、弁護士法により全国の弁護士会によって設立されることが義務づけられている。

弁護士は、各地の弁護士会に所属すると同時に日弁連の会員となる。

弁護士法

第四十五条 全国の弁護士会は、日本弁護士連合会を設立しなければならない。

2 日本弁護士連合会は、弁護士の使命及び職務にかんがみ、その品位を保持し、弁護士事務の改善進歩を図るため、弁護士及び弁護士会の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的とする。

第四十七条 弁護士及び弁護士会は、当然、日本弁護士連合会の会員となる。

図表 6.2-2 日本弁護士連合会

設立年月日	1949（昭和24）年9月1日										
目的	基本的人権を擁護し、社会正義を実現する源泉（会則2条）として、弁護士名簿を管理し（弁護士法8条）、弁護士の使命及び職務にかんがみ、その品位を保持し、弁護士事務の改善進歩を図るため、弁護士及び弁護士会の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的とする（同法45条2項）。										
事務所所在地	東京都千代田区霞が関1丁目1番3号 〒100-0013 03(3580)9841(代) FAX 03(3580)2866										
構成会員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">弁護士会</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">52会</td> </tr> <tr> <td>会員</td> <td style="text-align: right;">18,897名（うち女性2,065名-10.1%）</td> </tr> <tr> <td>準会員</td> <td style="text-align: right;">5名（うち沖縄準会員1名）</td> </tr> <tr> <td>沖縄特別会員</td> <td style="text-align: right;">16名</td> </tr> <tr> <td>外国特別会員</td> <td style="text-align: right;">176名</td> </tr> </table>	弁護士会	52会	会員	18,897名（うち女性2,065名-10.1%）	準会員	5名（うち沖縄準会員1名）	沖縄特別会員	16名	外国特別会員	176名
弁護士会	52会										
会員	18,897名（うち女性2,065名-10.1%）										
準会員	5名（うち沖縄準会員1名）										
沖縄特別会員	16名										
外国特別会員	176名										

注1：準会員とは、外国の弁護士となる資格を有し、かつ、日本国の法律について相当の知識を有する者で最高裁判所の承認を受けた外国人弁護士のことである。なお、この準会員の制度は、1955年の弁護士法の一部改正により廃止された。

注2：沖縄特別会員とは、沖縄施政権の返還に伴って、一定の要件の下弁護士資格を付与された弁護士のことである。

注3：外国特別会員（外国法律事務弁護士）とは、日本において自国の法律に関する法律業務を行うため法務大臣の承認を得た者である、日弁連に外国法事務弁護士として登録することが義務づけられている。外国法事務弁護士は、自分が資格を有する国の法律に関係する仕事を行うことができるが、日本の弁護士の資格がないので、日本の裁判所で当事者を代理することなどはできない。

（3）会員組織

弁護士は、登録をすると、当然弁護士会の会員となる。弁護士会は、各地方裁判所の管轄区域ごとに1会（弁護士法32条）、沿革的理由から東京には3会設けられている（同法89条1項）。各地の弁護士会は、日弁連（「連合会」）の構成単位という意味で、「単位弁護士会」と呼ばれることがある。

弁護士法

第三十一条 弁護士会は、弁護士の使命及び職務にかんがみ、その品位を保持し、弁護士事務の改善進歩を図るため、弁護士の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的とする。

2 弁護士会は、法人とする。

(設立の基準となる区域)

第三十二条 弁護士会は、地方裁判所の管轄区域ごとに設立しなければならない。

第三十六条 弁護士名簿に登録又は登録換を受けた者は、当然、入会しようとする弁護士会の会員となり、登録換を受けた場合には、これによつて旧所属弁護士会を退会するものとする。

2 第十一条に規定する請求により登録取消を受けた者は、当然、所属弁護士会を退会するものとする。

日本弁護士連合会の組織構成は、以下のとおりである。

- 議決機関 - 総会 (全会員 - 弁護士会・弁護士 - で構成 年
1回)
- 代議員会 (弁護士会選出の代議員 528名で構成 年
1回)
- 理事会 (会長及び代議員会選出の副会長 12名並び
に理事 71名で構成原則として毎月)
- 執行機関 - 会長 1名 (弁護士である会員により直接選挙
任期 2年)
- 副会長 12名 (代議員会が選出 任期 1年)
- 理事 71名 (代議員会が選出 任期 1年)
- 常務理事 若干名 - 現在 39名 (理事会で互選 任期
1年)
- 常務理事会 (原則として毎月)は議決機関を兼ねる。
- 監査機関 - 監事 5名 (代議員会が選出 任期 1年)
- 委員会等 - (1) 弁護士法により設置を義務づけられた委員会 2
資格審査会 (法 51条) 懲戒委員会 (法 65条)
- (2) 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別
措置法により設置を義務づけられた委員会 3
外国法事務弁護士登録審査会 (法 38条)
外国法事務弁護士懲戒委員会 (法 56条)
外国法事務弁護士綱紀委員会 (法 58条)

- (3)会則により設けられた常置委員会 6
- (4)理事会の議決により設けられる特別委員会等 現在約50
- (5)他に理事会の議決により設けられた合同会議、懇談会等が22ある。

事務機構 - 事務総長 1名（弁護士）
 事務次長 5名（弁護士4名、職員1名）
 一般職員 84名
 嘱託弁護士 35名（調査室嘱託11名、広報室嘱託4名、国際室嘱託2名、司法改革調査室嘱託14名、懲戒委員会調査員2名）

（4）登記

弁護士会は、その所在地において設立の登記をすることによって成立する。

（登記）

第三十四条 弁護士会は、その所在地において設立の登記をすることによって成立する。

2 弁護士会の設立の登記には、左の事項を登記しなければならない。

- 一 名称。
- 二 設立の基準となる地方裁判所の名称及び管轄区域。
- 三 事務所。
- 四 会長及び副会長の氏名及び住所。

3 弁護士会が解散したときは、二週間以内に解散の登記をしなければならない。

4 第二項に掲げる事項に変更を生じたときは、二週間以内に変更の登記をしなければならない。

5 弁護士会において登記すべき事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

6 この法律に規定するものの外、弁護士会の登記の手続に関して必要な事項は、政令で定める。

6.2.5 業務内容一覧

弁護士の業務は、弁護士法によれば、次のとおりである。

訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件に関する行為

その他一般の法律事務

(弁護士の職務)

第三条 弁護士は、当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱によつて、訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件に関する行為その他一般の法律事務を行うことを職務とする。

2 弁護士は、当然、弁理士及び税理士の事務を行うことができる。

6.2.6 主な業務概要

(1) 訴状

業務名

民事訴訟の提起

業務概要

民事訴訟を提起する。

申請者

原告

提出する場所

裁判所

提出する書類

訴状を提出する。以下の訴状は、最高裁事務総局が提供する訴状の参考書式である。

主な記載事項

請求事件の表示

請求の趣旨

請求の原因

署名欄

訴訟代理人である弁護士の署名・捺印

添付書類

訴状副本

証拠（写し）

訴訟委任状

代理・代行における取扱い

訴状の作成、提出の代理。原告本人は、訴訟委任状によって、訴状の作成、提出にとどまらず、原告がする一切の訴訟行為を代理する権限を訴訟代理人たる弁護士に委任することができる（委任する場合、一部の委任はできず、訴訟行為の権限を包括的に委任しなければならない）。これに基づいて、訴訟代理人たる弁護士は本人のために訴状を作成し、裁判所に提出することができる。

図表 6.2-3 訴状

訴 状	
収 入 印 紙	
(3 万 1 6 0 0 円)	
平成 1 4 年 月 日	
地方裁判所民事部 御中	
原告訴訟代理人弁護士 甲 野 太 郎 印	
〒	- 東京都 区 丁目 番 号
原	告 甲 山 一 郎
〒	- 東京都 区 × × 丁目 番 号 ビル
階	
甲野法律事務所 (送達場所)	
上記訴訟代理人弁護士 甲 野 太 郎	
電 話 0 3 - -	
F A X 0 3 - -	
〒	- 東京都 区 丁目 番 号
被	告 乙 川 次 郎
保証債務請求事件	
訴訟物の価額	4 7 0 万円

ちょう用印紙額 3万1600円第1 請求の趣旨

1 被告は，原告に対し，470万円及びこれに対する平成9年10月1日から支払済みまで年3割の割合による金員を支払え。

2 訴訟費用は被告の負担とする。

3 仮執行宣言

第2 請求の原因

1 金銭消費貸借契約の締結

原告は，乙川明子に対し，平成9年7月1日，470万円を次の約定で貸し付けた。

弁済期 平成9年9月末日

利息 年1割5分

期限後の損害金 年3割

(甲1，2，原告及び証人明子)

2 明子の債務不履行

明子は，弁済期が経過しても貸付金の返済をしない(争いがないと思われる。)

3 連帯保証契約の締結

明子は，原告との間で，平成9年7月1日，被告のためにすることを示し，第1項の債務について連帯保証契約を締結した。その際，明子は，連帯借用証書に被告の署名を代筆し，被告の実印を押捺した(甲1，2，原告及び証人明子)。

4 代理権の授与

・ 被告は，第3項の連帯保証契約締結に先立って，明子に連帯保証契約締結の代理権を授与した。

・ 代理権授与の関連事実(重要な間接事実)

ア 被告は，明子の長男である(争いがないと思われる。)

イ 連帯保証契約締結に用いられたのは，被告の実印である(争いがないと思われる。)

ウ 明子は，原告に対し，被告の印鑑登録証明書を交付した(甲3)。

エ 原告は，上記連帯保証契約の締結の翌日である平成9年7月2日に，被告に電話をして，連帯保証の事実を確認した(原告)。

5 追認

・ 仮に，被告が，明子に対し，上記代理権を授与していなかったとしても，被告は，平成9年10月初旬，原告に対し，上記連帯保証契約を追認する旨の意思表示を口頭でした。

・ 追認の関連事実(重要な間接事実)

原告は，弁済期が経過しても明子からの返済がなかったため，平成9年10月初旬，市内の 司法書士事務所において，被告との間で，明子及び 司法書士を交えて，明子の貸金について話し合いをした(争いがないと思われる。)

その際，原告は，被告に対し，連帯借用証書(甲1)を示

し、「連帯保証人として責任をとってほしい。」と懇請したところ、被告は、当初、「覚えがない。」と言っていたが、母親である明子が甲1を作成したことを確認して、「親の不始末だが、借りたことは間違いないので私が責任を取る。信用してほしい。」と言明した(原告、証人)。

6 よって、原告は、被告に対し、本件連帯保証契約に基づき、上記貸付金470万円及びこれに対する弁済期の翌日である平成9年10月1日から支払済みまで約定にかかる年3割の割合による遅延損害金の支払を求める。

7 予想される争点

・ 代理権授与の有無

原告は、被告が本件連帯保証契約締結に先立ち、明子に対し代理権を授与していた事実を主張するが、被告との事前交渉によれば、被告は、上記代理権授与の事実を争うものと思われる。

・ 追認の有無

平成9年10月初旬に被告との間で明子の借金について話し合いをした事実は、被告もおそらく争わないと思われるが、事前交渉において、被告は、追認の意思表示をしたことについても、自己の責任を否定するようなあいまいな発言をしていたので、この点についても争うものと思われる。

証拠方法

- | | | |
|---|------|---------|
| 1 | 甲1号証 | 連帯借用証書 |
| 2 | 甲2号証 | 領収証 |
| 3 | 甲3号証 | 印鑑登録証明書 |

附属書類

- | | | |
|---|--------------|-----|
| 1 | 訴状副本 | 1通 |
| 2 | 甲1ないし3号証(写し) | 各1通 |
| 3 | 訴訟委任状 | 1通 |

(2) 再生手続開始申立書

業務名

個人再生手続の申立（給与所得者等再生）

業務概要

民事再生法に基づく個人債務者（給与所得者等）の民事再生手続の申立て

申請者

個人債務者（給与所得者等）

提出する場所

裁判所

提出する書類

再生手続開始申立書を提出する。以下の申立書は、日弁連がホームページで提供する参考書式（東京地裁用）である。

主な記載事項

申立人の氏名、生年月日、現住所、職業

申立人代理人の氏名、事務所住所、連絡先

申立ての趣旨、申立ての理由等

署名欄

申立人代理人の署名・捺印

添付書類

申立書の写し 1 通

収入一覧及び主要財産一覧 2 通

債権者一覧表 2 通及び再生債権者の数に相当する通数

委任状

住民票写し 2 通

源泉徴収票又は課税証明書（直近の 1 年分）写し 2 通

給与明細書（2 か月分）写し 2 通

個人再生委員が指示する書面（正本及び写し 1 通）

代理・代行における取扱い

書類の作成、提出の代理

図表 6.2-4 再生手続開始申立書

再生手続開始申立書 (給与所得者等再生)

平成 年 月 日

東京地方裁判所民事第20部 御中

(裁判所使用欄)

申立人

ふりがな
氏名

生年月日 昭和 年 月 日 (歳)

現住所 〒

職業

申立人代理人

氏名 印

事務所住所 〒
(送達場所)

電話番号 () FAX番号 ()

申立ての趣旨

申立人について、給与所得者等再生による再生手続を開始する。

申立ての理由等

1（申立要件及び手続開始要件）

申立人は、本申立書添付の債権者一覧表のとおり債務を負担しているが、収入及び主要財産は別紙収入一覧及び主要財産一覧に記載のとおりであり、破産の原因たる事実の生じるおそれがある。

申立人は、給与又はこれに類する定期的収入を得る見込みがあり、かつ、その変動の幅が小さいと見込まれ、また、民事再生法25条各号に該当する事由はない。

2（再生計画案作成についての意見）

申立人は、各再生債権者に対する債務について、相当部分の免除を受けた上、法律の要件を充たす額の金銭を分割して支払う方針である。

なお、現時点での計画弁済予定額は、月額 円であり、この弁済の準備及び手続費用支払の準備のため、申立後1週間以内の日を第1回とし、以後毎月 日までに個人再生委員の銀行口座に同額の金銭を入金する。

3（他の再生手続に関する申述）

申立人は、法律が定める他の再生手続開始を求めない。

6.2.7 電子申請への対応状況

弁護士会としての電子申請への対応については検討段階にあり特記すべきことはないが、諸外国で電子裁判所の構築の動きがある。

ここではシンガポールとドイツにおける電子裁判所の状況についてまとめるものとする。

(1) シンガポールにおける電子裁判所の動向

〔参考文献〕

シンガポールの最高裁判所 岡田 健(福岡地方裁判所判事) 司法の窓(第55号)(平成11年10月発行)

1) シンガポールにおける情報技術の活用

裁判所は最新の情報テクノロジー導入を積極的に進めている。最高裁の法廷にはネットワークでつながったパソコンのシステムが設置されており、各裁判官や代理人の席には、それぞれパソコンや可動式の液晶モニターがある。訴訟記録は電子情報化されて各席から検索可能になっていて、例えば、ある当事者が陳述に際して自分のモニター画面に引用したい証拠写真を表示すれば、各裁判官や他の当事者も同時に各自のモニターに同じ画面を表示することができるなど、訴訟関係人は瞬時に情報を共有しながら審理を進めることができるようになっている。

下級裁判所においても、拘置施設に身柄拘束中の当事者の陳述をテレビ会議システムを使って聞くといったことは日常的に行われている。

このほか、回線を通じて電子情報のまま書類提出をすることができるなど訴訟手続全般に最新技術導入が図られているほか、インターネットやCD-ROMを媒体とした広報活動も意欲的に行われている。

2) 電子化における問題点

必ずしも良いことばかりではなく、いくつかの問題点が指摘されている。

- 電子情報のままでの書類提出はちゃんと届いたかどうか不安である

- 証拠文書をスキャナーで取り込む作業が大変

- 法廷での端末操作は慣れていないともたつてしまう
しかしながら、弁護士の側でもテクノロジー導入に積極的であり、
いずれ解決するものと考えられている。

(2) マイエン区裁判所(ドイツ、ラインラント・プファルツ州)
における電子情報処理組織を用いて取り扱う督促手続及び電子申請
手続について

〔参考文献〕

「マイエン区裁判所(ドイツ、ラインラント・プファルツ州)にお
ける電子情報処理組織を用いて取り扱う督促手続及び電子申請手続
について」(「判例時報」1754号所収 大島和佳子・東京地方裁判
所裁判所書記官)

ドイツにおける支払督促手続における電子申請手続が紹介されて
いる(ただし、このシステムが代理申請を想定しているか否かは不
明)。

1) 支払督促手続における電子申請

ドイツにおいても、日本と同様、債権者が簡易・迅速に債務名義
を獲得するための手段として、支払督促手続が存在する。

マイエン区裁判所はドイツ連邦共和国ラインラント・プファルツ
州の支払督促事件の専属管轄裁判所となっているが、同裁判所では、
平成13(2001)年2月から、インターネットを利用した電子申請手
続を導入した。

申立て方法には、電子申請手続の他、書面での申立てのほか、デ
ータ媒体を使用した申立て(Datenträgeraustausch, DTA)でも可能
である。

2) 電子申請による手続

同区裁判所は電子申請による督促手続におけるデータ送受信を公
開鍵暗号方式によることとし、この公開鍵を認証するための認証局
(Certificate Authority, CA)を整備した。

債権者は、作成した申立てデータを秘密鍵を使って暗号化し、当該
申立てデータをインターネットを通じて直接督促処理システムに送
信することにより、支払督促の申立てを行うことができる。また、
債権者が希望する場合には事前に裁判所へ届け出ることにより、裁
判所からの通知等もインターネットを通じてEメールによる方法で

受領することができる。

(a) 申立て

当事者は、次の申立て等のデータをインターネットを利用して裁判所へ提出することができる。なお、申立て等データを裁判所が受信した日時については、督促処理システムにすべて記録されている。

- ・ 執行命令の申立て
- ・ 再送達の上申書
- ・ 補正書
- ・ 異議申立て

(b) 通知の受領

債権者が自己の希望により事前に裁判所に届出を行った場合には、債権者は裁判所からの次の通知等データを、Eメールによる方法により事前に届け出たメールアドレスで受領することができる。

- ・ 申立て受領通知
- ・ 申立てデータ以外の送信データの受領通知
- ・ 申立費用の通知
- ・ 不送達及び送達完了の通知
- ・ 補正命令（督促データ送信上の不備等についての通知も含む。）

(c) 利用状況

平成 13（2001）年 4 月 11 日までの電子申請による申立ての利用件数は、まだ 10 件しかないが、同裁判所では将来的に同手続を利用する債権者は増加の一途をたどると予想している。

3) 電子申請のための事前手続

電子申請による申立てを行うためには、債権者は裁判所に対し、事前に電子申請手続への参加を別途申し立てた上で、裁判所の審査手続及び電子認証付与手続（以下電子申請手続参加の申立てから電子認証付与手続までを総称して「電子申請事前手続」という。）を受けなければならない。

(a) 前提条件

電子申請による申立てを希望する債権者は、同区裁判所の電子申請事前手続において同区裁判所から鍵のペアを入手し、その認証を受けなければならない。

電子申請事前手続のための前提条件は次のとおりである。

ア 債権者管理番号

債権者は、必ず同区裁判所から債権者管理番号を取得しなければならない。これは、電子申請による申立てを行う場合、すべての督促手続費用を一括して、債権者の口座から引き落としの方法で納めることになるため、裁判所に対し、事前に引き落としが可能な口座を届け出る必要があるからである。

なお、初めて債権者管理番号を取得する債権者の場合には、債権者管理番号は、電子申請事前手続がすべて完了した段階で、裁判所より鍵のペア等と同時に書面で付与される。

イ ソフトウェア及びハードウェア

- ・督促処理プログラムに適應した、申立て等データ文書作成のための支払督促用ソフトウェア（以下「督促用ソフトウェア」という。）
- ・電子署名のためのソフトウェア
- ・インターネット接続のためのソフトウェア
- ・秘密鍵等を保管する IC カードを読み込むための IC カードリーダーを備えたハードウェア

(b) 電子申請事前手続

ア 電子申請手続参加の申立て

(a)のイの前提条件を満たしている債権者は、支払督促部に対して、電子申請手続参加の申立てを行うことができる。

債権者は、同区裁判所が作成した注意書をよく読んでから、電子申請手続参加及び電子認証付与手続の申立書に必要事項を記入し、支払督促部に持参又は送付する。同申立書には債権者のサイン欄が設けられており、このサインによって、電子認証を付与する債権者の本人確認が行われ、同債権者の電子申請手続利用及び手続遵守の意思が確認される。

イ 審査手続

前記申立てを行った債権者は、督促処理システムとの間で試験的にデータの送受信を行う等、債権者側に電子申請手続が可能な環境がすべて整っているかどうかの支払督促部の審査を受けなければならない。

ウ 電子認証の付与手続

審査手続を完了した債権者は、電子申請手続において使用する鍵のペアを、支払督促部の許可を受けた上で入手することができる。

許可を得た債権者は、秘密鍵をフロッピーディスクに保存された状態で、秘密鍵を使用する際に入力しなければならない PIN コード(秘密鍵の暗証番号)を紙ベースで、郵送の方法により受領する。同時に、債権者には、電子申請手続許可証明書(参加債権者の氏名及び許可番号が記載された証明書)及び初めて取得する債権者に対しては債権者管理番号が付与される。さらに、債権者は、与えられた秘密鍵と対になる裁判所内 CA の認証を受けた公開鍵を、Eメールに添付する方法により裁判所から受領することができる。

裁判所内 CA の電子認証は同区裁判所の支払督促手続においてのみ有効であり、他の裁判所又は他の手続においては使用できない。

4) セキュリティ対策と相互認証

裁判所の督促処理システムは、記憶し、管理している電子データ等の保護のため、基本的には、裁判所内 CA の認証を受けた公開鍵に対応する秘密鍵によって電子署名が付されていない Eメールは受領しないようにプログラミングされている。

他の認証機関の認証を受けている公開鍵に対応する秘密鍵による電子署名が付されている Eメールでの申立ての場合には、審査手続においてデータの送受信の試験を繰り返してから、受領できるようにする場合もある。

現時点においては、ドイツポスト及びドイツテレコムが認証している公開鍵に対応する秘密鍵による電子署名の付されている Eメールによる申立ての場合には受領することができる。

6.2.8 代理申請の実現に向けた技術的及び制度的課題

代理人の認証制度

- ・ オンライン化による送信情報には、申請情報（申請の内容に関するもの）、権限証明情報があり、後者については、商業登記に基礎をおく電子認証制度に基づく電子証明書が基礎になる。
- ・ 代理人には2つの場合（弁護士及び司法書士 社内の代表権を持つ従業員及び支配人登記を行っている者）がある。
- ・ 電子証明の関係から、社内の代表権を持つ一般従業員は本オンラインシステムを利用できない。
- ・ また、弁護士、司法書士が代理人となる場合、当該代理人が電子署名を行い、それに対する電子証明書（ex：司法書士連合会認証局による証明）が必要となるが、この際当該認証局が法務省の認証制度と関連づけられている必要がある。

裁判所手続きの電子化

- ・ 平成13年度から問題視され、検討始まる。
- ・ その背景としては、裁判所の手続がどう電子化されるのか不明であったことが大きい。
- ・ ドイツ（マイエング州）では、2001.2 から支払督促手続の電子化を実施。RSA方式前提の制度、認証局（CA）を裁判所内に設置。
- ・ 自分の印鑑を貸与し、非弁提携業者に弁護士を語らせて業務をさせた場合、弁護士、非弁提携業者は刑罰、懲戒に処せられるが、電子化した場合、対面でないが故に、非弁提携がわかりにくいものになる危険性がある。